

第 573 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 12 年 6 月 16 日（金） 14:00～15:45
- 2 場 所 共用第 2 特別会議室（中央合同庁舎第 4 号館 4 階）
- 3 出席者 計 20 名
（委員）
溝口会長、松田委員、井原委員、美添委員、廣松委員、舟岡委員、伊達木委員、金子委員、
田家委員、吉田委員、松崎委員、山本委員、山下委員、村山委員、飯島委員
（委員代理）
張間（堀内委員代理）
（総務庁）
井上統計局長、渡辺統計企画課長、杉山統計審査官、金子統計審査官
- 4 配布資料
 - (1) 庶務事項
 - 統計審議会専門委員の発令について
 - 部会に属すべき専門委員の指名及び指名解除について
 - (2) 部会の開催状況
 - 部会の開催状況一覧
 - (3) 答申事項
 - 諮問第 263 号の答申（一）
特定サービス産業実態調査の改正について（案）
 - (4) 報告事項
 - 「統計行政の新中・長期構想」の推進状況について
 - 統計審議会の改組について
 - 平成 11 年事業所・企業統計調査速報結果について
 - 平成 11 年商業統計速報について
 - (5) その他
 - 平成 12 年 4 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 48 巻・第 4 号）
 - 指定統計の公表実績及び予定
 - 第 571 回統計審議会議事録
- 5 議題及び議事
 - (1) 田家委員就任あいさつ
田家委員から就任のあいさつがあった。
 - (2) 袖井委員退任あいさつ
袖井委員から退任のあいさつがあった。
 - (3) 庶務事項
 - 1) 統計審議会専門委員の発令について
溝口会長から、統計審議会専門委員の発令について、資料 1 のとおり発令された旨報告があった。

2) 部会に属すべき専門委員の指名について

溝口会長から、資料2のとおり部会に属すべき専門委員の指名及び指名解除を行なった旨報告があった。

(4) 部会の開催状況

○ 平成12年5月19日及び5月30日に開催された第98回及び第99回運輸・流通統計部会(議題:「特定サービス産業実態調査の改正について」及び「その他」)の開催結果については、答申案の審議の際に審議経過と併せて報告された。

(5) 答申事項

○ 諮問第263号の答申(一)「特定サービス産業実態調査の改正について」(案)

総務庁統計局統計基準部の杉山統計審査官が資料4の答申案の朗読を行った。続いて井原運輸・流通統計部会長が、部会審議経過及び答申案の説明を行った。

井原委員) 特定サービス産業実態調査の改正計画については、本年4月21日に諮問され、運輸・流通統計部会にその審議が付託された。部会は3回にわたって開催され、私の作成した論点メモに沿って審議を行った後、答申案を取りまとめた。

1回目の部会は、4月28日に開催し、論点メモに沿って審議を行った。2回目の部会は、部会の開催状況一覧の資料にあるとおり、5月19日に開催し、改正計画に係る前回部会での指摘事項に対する対応について審議を行うとともに、前回部会に引き続き、論点メモに沿って審議を行った。その結果、改正計画については、一通りの審議が終了し、部会として基本的に了承されたため、答申骨子案について審議を行った。

3回目の部会は、5月30日に開催し、前回部会での答申骨子案の審議結果及びその後の意見を踏まえ、取りまとめた答申案について審議を行い、答申案については、第99回部会の結果概要にあるとおり、「調査対象地域及び調査方法」や「集計及び調査結果の公表」について、修正を求める意見が出されたが、この取扱いについては部会長に一任するというので、答申案を部会として基本的に了承した。

また、第98回部会及び第99回部会では、本調査の改正に係る審議のほかに、「その他」として、平成11年商業統計調査の結果表における1ないし2の事業所の従業員数の秘匿の扱いについての審議を行ったが、これについては、本答申案の説明の後に報告したい。

答申案は、大きく二つの事項から構成されている。1が「今回の改正計画」についての評価、2が「今後の課題」である。

なお、答申のタイトルに(一)と付いているのは、今後、別途答申(二)が出るためである。すなわち、答申の前書きの最後の段落に書いているとおり、今回の改正計画の中の一部事項(娯楽関連産業及び教養・生活関連産業の対象業種)については、具体的な計画が作成された段階で、別途審議・答申することとなる。

1の「今回の改正計画」については、(1)調査対象業種及びその調査周期、(2)調査対象地域及び調査方法、(3)調査事項、(4)集計及び調査結果の公表の4項目で構成されている。

(1)の調査対象業種及びその調査周期については、その計画がこれまでの調査の枠組みに大幅な変更を加えるものであるため、今回の審議のポイントとなった。

審議の結果、調査対象業種の上位分類を「ビジネス支援産業」、「娯楽関連産業」及び「教養・生活関連産業」とし、各々の分類ごとの業種を原則としてすべて3年に1回調査を行うことは、新中・長期構想で提言された消費者向けサービスの適時、的確な把握の充実の観点から適当とされた。

なお、今回の改正計画のうち、「娯楽関連産業」及び「教養・生活関連産業」については、上位分類としての枠組みのみ審議を行い、その調査対象業種に係る計画については、先ほど申し上げたとおり、具体的な計画が作成された段階で、改めて審議することとされた。これについては、後日、諮問第263号の答申（二）として本審議会に諮りたいと考えている。

(2)の調査対象地域及び調査方法については、情報サービス業、物品賃貸業等の5業種について、郡部に所在する事業所を調査対象とすることは適当としているが、これに伴う調査票の配布、収集については、都道府県の意見もあり、調査結果の精度確保、統計調査員の稼働効率等を踏まえ、郵送調査の一部導入の検討が必要としている。

(3)の調査事項については、出向・派遣者数、年間営業費用等に関する事項について業種間比較が可能となるような形で充実を図ることや経営組織、業務の開始年、事業所の開設形態等の事項について、今回、簡略化又は削除することは、適当としているが、簡略化又は削除する事項の今後の取扱いについては、関係省庁の意見も踏まえ、平成16年に実施が予定されるサービス業基本調査との重複調整の観点から、別途検討が必要としている。

(4)の集計及び調査結果の公表については、速報及び確報についての計画は結果の公表の早期化及び地域別統計の整備の観点から適当としているが、企業全体に関する調査から事業所全体に関する調査に変更し、集計することとしている年間営業費用等については、この変更に伴いデータの断層が生ずることとなるため、時系列比較の確保の観点から、企業単位での名寄せ集計の検討が必要としている。

2の「今後の課題」では、二つの課題として、(1)通商産業省企業活動基本調査との重複調整、(2)国のサービス業関連統計の体系的整備に向けた中・長期的課題を指摘している。

(1)の通商産業省企業活動基本調査との重複調整については、同調査の計画の策定状況を踏まえ、別途審議することが適当としているが、答申案の取りまとめの過程で、「毎年調査業種（広告業、エンジニアリング業、クレジットカード業）の3年周期化に伴う非調査年におけるデータを補完する観点から、通商産業省企業活動基本調査を含む通商産業省所管のサービス業関連統計調査の結果データの高度利用について検討する必要がある」旨、本答申案に明記すべきとの要望があったが、これについては、調査実施者を交え調整した結果、(2)の国のサービス業関連統計の体系的整備に向けた中・長期的課題の最後の行に記述してある「サービス業関連統計間のデータの相互利用を的確に行うための環境整備」として整理することとした。

(2)の国のサービス業関連統計の体系的整備に向けた中・長期的課題については、新中・長期構想で提言されたサービス業関連統計の充実について、引き続き、当該関連統計を所管する省庁は、この提言の具体化に努めることが必要である旨、改め

て指摘している。

また、その際は、調査対象名簿の充実やサービス業関連統計間のデータの相互利用を的確に行うための環境整備の検討が望まれるとしているが、これは、母集団情報の整備やデータ・リンケージを円滑に行うための手法の開発などを念頭に置いたものである。

最後に、平成 11 年商業統計調査の結果表における 1 ないし 2 の事業所の従業者数の秘匿の扱いについての審議結果を報告する。平成 11 年商業統計調査は、総務庁の平成 11 年事業所・企業統計調査と一体となった 1 枚の調査票様式を用いて、両調査の事項を同時に調査するという方式により、平成 11 年 7 月に実施された。

このような事情を踏まえ、通商産業省は、確報段階の平成 11 年商業統計調査の結果表において、事業所・企業統計調査の取扱いに準じ、1 ないし 2 の事業所の従業者数について、秘匿措置の「X」表示を行わず、その値を公表したいとしている。

これを受けて、第 98 回部会及び第 99 回部会では、この秘匿の扱いについて審議を行った。

審議の結果、平成 11 年商業統計調査の結果表における 1 ないし 2 の事業所の従業者数の秘匿の扱いについては、平成 11 年事業所・企業統計調査におけるその取扱い等を勘案して、秘匿措置を講じなくても差し支えないものとして、部会として了承した。

ただし、これは、あくまでも統計調査の結果表の取扱いに関するものであり、統計調査によって把握した事業所等の従業者数について一般的に秘密性がないとしたものでは

ないことに十分留意が必要と考える。

[質 疑]

舟岡委員) 年間営業費用等の調査事項については、従来、企業を単位として調査していたが、今回の改正案では事業所を単位として調査するケースでは、売上げと対応する形で費用が事業所単位で計上される。企業単位で調査すべき調査内容と事業所単位で調査すべき調査内容は、おのずとその性格を異にするため、対応関係を整理し、調査上・実査上まざれがないようにしていただきたい。

井原委員) それは、十分、調査実施部局で考えている。

美添委員) 対象とする業種に関しては、この計画には具体的に記述されていないが、従来から事業所の選定はアクティビティベースで行っている。調査対象事業所の定義が正確に示されないと利用者に対して間違った印象を与えかねない。ここがキーポイントと思うが、具体的にどの程度まで議論がなされたか御紹介を頂きたい。

井原委員) ほかの統計調査の場合は、主業種で把握しているのに対して、特定サービス産業実態調査の場合は、アクティビティベースで把握しているので、この点ずれが出てくる。

また、審議の際は、もし基本になるデータが別があり、そこで主業種に加えて、2 番目、3 番目に売上げの多い業種の情報が取れるのであれば、これはアクティビティベースの名簿の充実として使えるであろうという議論がなされた。

美添委員) 具体的には、今後の課題としてここに書かれているように検討をするということか。

井原委員) そうである。

溝口会長) 御意見が出されたが、特に本案に対する異論ではないと解釈するので、本案をもって当審議会の答申として採択し、総務庁長官に対して答申することにしたい。

また、先ほど、部会報告において「その他」として説明があった平成11年商業統計調査の結果表における1ないし2の事業所の従業者数の秘匿の扱いについても当審議会において運輸・流通統計部会が出された結論を了承することにしたい。

吉田部長) 特定サービス産業実態調査の計画について答申を頂きありがとうございます。

この統計調査については、平成7年の本審議会における統計行政の新中・長期構想の提言に基づいて見直しを行い、今回の審議会で御審議を頂いた結果、より利用しやすい統計としての方向性を確立させていただいた。この場をお借りし、厚く御礼を申し上げます。

今後はこの答申を踏まえて調査の具体的な企画・実施について遺漏のないように努めてまいりたい。

(6) 報告事項

- 1) 総務庁統計局統計基準部 渡辺統計企画課長が資料5の「『統計行政の新中・長期構想』の推進状況について」に基づき、概略を説明。

[質 疑]

松田委員) 第1章と関連して第6章で伺いたいですが、第1章で社会経済の変化に対応した統計調査の見直しが多々挙げられており、その1-1)で企業の有形固定資産の把握に対しての具体的な対応策が、固定資本ストックマトリックスを整備する事を考えて欲しいという形で入っていたと思うが、その上で考えておかねばならないのは第6章の各国との比較である。

昨年、確か大規模な国際会議で資本ストックに関する会合が行われたと側聞しているが、残念ながら我が国からは派遣がなかったと伺っている。資本ストックの測定に関するマニュアル作成について広範囲な検討の会議と伺っているが、会議に派遣するのは今の陣容では難しいのか。

渡辺課長) シティグループ中のキャンベラグループでOECDのブレイズ部長がマニュアルを作ったことか。

松田委員) シティグループの一環である。

渡辺課長) 我が国からの出席者がいたかどうか即答はできないが、資料収集等はしている。それを十分に分析するまでには至っていないかもしれないが、情報収集し関係省庁が業務に反映できるようにしたいと思う。

村山委員) 第1章の社会、経済の変化に対応した経済統計の見直しの中で、家計調査に単身世帯収支調査を加えていくということは、私どもユーザーから見ても一つの大きな前進があると考えている。ただ、家計調査について、ユーザーには、サンプル数が全体の世帯数からいくとまだ少ないという意見も多いということを伝えておきたい。

次に、報告時間に関する研究開発ワーキンググループの報告についてであるが、資料では報告者負担の測定のための指標の開発について、日本の場合は非常に困難であるという結論が出たのかどうかははっきりしていないので教えていただきたい。

渡辺課長) 第2検討委員会の報告時間に関する研究開発ワーキンググループの主な検討実績には記載されていないが、先程説明したとおり報告時間については、報告時間に関する研究開発ワーキンググループで2回にわたり約100企業を対象として実態調査を行った。その結果、報告時間はバラツキが結構大きく、なかなか平均的な報告時間によるという使い方が難しいという結論が出たところである。

また、今後については、今後の検討方針にあるように、統計調査と行政報告との役割分担に配慮しつつ行政報告の適用の可能性について検討した上で具体的な活用方策等の課題について更に検討を進めていくという段取りになっている。

村山委員) そうすると報告時間の指標は難しいので、他の方策を探っていくということか。

美添委員) 報告時間に関する研究開発ワーキンググループにおける検討経緯を説明すると、渡辺課長から説明があったように平成7年度、8年度に報告時間を測定した結果、非常にバラツキが大きいとの結果が出た。単純に平均を取ったという程度では100社程度の調査ではしっかりとした指標は難しいという結論を得ている。

その後、当ワーキンググループでは、これをどう使うかということについて、平成9年度から3年をかけて慎重に検討してきた。報告者負担に関する海外の事例をみると、統計調査以外の行政報告の方が比重が非常に高いということが分かった。

報告者負担の測定のための指標の開発に係る技術的な検討は終えており、今後は指標の適用が問題となる。また、報告者負担の問題については、統計報告だけでなく、業務報告をも含めて検討していく必要があるという考え方で取りまとめられている。

村山委員) 要約すれば、統計の部分だけを見て報告者負担を考えていてもなかなかトータルとして減らない、やはり行政からのいろいろな報告に係る負担をトータルに考えていく必要がある、そう考えると指標だけを開発したからといって済む問題ではない、という結論でよろしいか。

美添委員) そのように理解していただきたい。ちなみに本日お手元に「行政記録の活用方策に関する検討結果報告書」が配布されているが、これも第2検討委員会で議論したものである。報告書をご覧いただければ今の趣旨がお分かりいただけると思う。

2) 総務庁統計局統計基準部 渡辺統計企画課長が資料6の「統計審議会の改組について」に基づき、概略を説明。

[質 疑]

松田委員) 審議会の運営がどういう形になるのかは今後の審議会で検討されると思うが、現行の審議会令第5条第2項「審議会は、毎月1回、定例会議を開かなければならない。」が今度の第5条では削除されている。これは付議規定が出たときに審議をするのであるから定例的には会合をする必要はないという主旨かと思うが、これまで8年間当審議会に関係し、状況を見てみると、審議は年度予算の進行に左右されている。

今まで月1回開催の場合は、案件に応じて少し早めに議論してほしいということを上申する機会があったが、定例開催で無くなれば審議が年度後半に非常に輻輳するなど予期しない状況が出てくるかと思う。どういう開催形態を取るべきかは検討した方がよいのでは。

渡辺課長) 月1回の開催が現行の政令から落ちたのは形式的な話である。具体的な運用の方法については、御発言があったように今後検討していく。

3) 総務庁統計局統計調査部経済統計課 石田事業所・企業統計室長が資料7の「平成11年事業所・企業統計調査速報結果について」に基づき、概略を説明。

[質 疑]

松田委員) 結果の概要の資本金階層別の株式会社の数をみると、1千万円未満がまだ約2千社程存在している。これは資本金の移行期間を終えてからも増資が出来なかった企業が約2千社程あるという意味か。これは記入エラーではなく、実態であると理解してよいか。

また、廃業事業所の取扱いを前回調査と変えたはずだが、それに伴う影響はなかったか。廃業事業所の定義を変えてもなおかつこれだけ廃業事業所が増えているという理解でよいか。

石田室長) 最低資本金制度の関係については、実態として平成11年、12年もまだ残っているものと考えられる。

廃業事業所については、その中身から、実態だと考えられる。

松崎委員) 下請従業者の増減率等の表があるが、総数と派遣・下請従業者数の関係は内数、外数という簡単な関係にはならないが、どういう関係になるのか。

石田室長) 調査された事業所と雇用契約等を結んだものが従業者数である。ここにあげる派遣・下請従業者数はその調査された事業所との雇用契約ではなく、外から派遣されてきて、その事業所で働いているものの数である。従ってこれらは別のものである。

松崎委員) 例えば建設業が増えたというと、建設業で働いている人はトータルで559万人とは言えないのか。建設業の中に派遣されていれば内数になり、建設業以外へ派遣されていれば外数になるということであり、足し算とはならないということか。

石田室長) そのとおり。

4) 通商産業大臣官房調査統計部 畑商工統計課長が資料8の「平成11年商業統計速報について」に基づき、概略を説明。

[質 疑]

松田委員) 最初の説明にあった時系列を考慮して補正をしたというのは、平成8年事業所・企業統計調査で商業の格付であったが、商業統計調査としては前回名簿に入っていなかったものが平成11年調査で商業格付になっている場合、その部分は抜いて、前回から引き続き商業である部分を比べ、なおこれだけ販売額等が減少したと理解していいか。

畑 課長) そのとおり。

松田委員) そうすると今回の商業統計調査と事業所・企業統計調査の同時実施の結果、最初に前回の事業所・企業統計調査で商業に格付されていて、今回それでは困るとして、商業として格付されない他の業種とする措置はほぼ発生しなかったと見てよろしいか。言い換えれば、事業所・企業統計調査と同時実施の結果、商業店舗の捕捉は上手くいったと考えていいか。

畑 課長) 色々な点があると思うが、全体的には私どもは細かい差異は双方あるものの、それぞれ歩み寄りをした結果なので、いわゆる捕捉したものについては、それがより正しい

ものであるという認識の下に、将来に向かってより正しい統計にして行くということで集計をしたものである。

舟岡委員) 小売業の業種の中でも、飲食料品の商店数、従業者数が一番多いが、飲食料品小売業の平成9年と平成11年を比べると1商店あたりの売場面積、1商店あたりの年間販売額がいずれも前回比10%程度の増加で、売り場面積当たりの販売額が変わらないという結果になっている。

1商店あたりの売場面積、販売額等の10%の増加と比べると、1商店あたりの従業者数は20%程度伸びているが、これは短時間労働者が増えたということか、それとも別の事情によるのか。

前者の場合には、従業者の人数で捉えることが労働の実態を適切に把握しうるかどうかという問題とも多少関わってくると思うが。

畑 課長) ご指摘のような、短時間のパート従業者の増加といった動きも一部にみられるが、平成11年調査における小売業の従業者数の増加要因は、同時調査に伴う技術的要因の影響が大きいと思われる。

具体的には、これまで常用雇用者を一括りで調査してきたところを、今回調査では、正社員・職員とパート・アルバイトに区分して把握することとしたため、前回調査で、パート・アルバイトを含めず報告していた事業所について、今回調査で把握したことによるものである。

いずれにしろ、今回調査において、商業部門の雇用の実態をより正確に把握することができたので、今後、この精度を維持していく仕組みを工夫していく所存である。

松田委員) これは要望だが、派遣・下請は平成8年事業所・企業統計調査の時に各種商品販売の小売店いわゆる百貨店等では派遣出向者が非常に多いという現象がはっきり出ている。

このことを以前から商業統計調査で実現出来ないか、従業員概念にプラスして就業概念に出来ないかということを検討いただいていたが、こういう機会に実現されたので、この結果は是非詳細分析し、商業にとって有意義な情報であるとすれば是非次回の本調査の時にこの点を検討いただきたい。

平成11年事業所・企業統計調査は簡易調査であり、先程質問があったように派遣先の従業者数については調査していない。例えば、小売りに派遣されているものについて、製造業から派遣している場合と卸売業から派遣している場合と両方あると思う。商業の分析にはそこが非常に重要だと思うので、是非次回の本調査の時には、派遣元と派遣先の両方の従業者数を調査して、この機会に十分解析していただきたい。

畑 課長) ごもっともと思う。卸売業の方で見ると、電気機械器具が派遣・下請従業者、これは受入れ側で見ているが、多いというのは多分専門知識を必要とすることからメーカーから来ているのではないかという推測をしているわけである。平成14年に向けてそういう点を含めて充分検討させていただく。

以 上